

# 第3期

## 美瑛町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

美瑛町



# 目次

---

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の策定体制.....	4
<b>第2章 町の現状</b> .....	<b>6</b>
1. 人口等の状況.....	6
2. 子ども・子育てを取り巻く環境等.....	10
3. ニーズ調査結果（抜粋）.....	13
4. 美瑛町子ども・子育て支援事業計画の評価.....	17
<b>第3章 美瑛町における子育て支援の取組</b> .....	<b>21</b>
<b>第4章 子ども・子育て支援サービス</b> .....	<b>28</b>
1. 子ども・子育て支援サービスの全体像.....	28
2. 教育・保育提供区域の設定.....	29
3. 保育の必要性の認定について.....	30
4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策.....	31
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	33
6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保.....	46
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	46
8. 子どもの貧困対策の推進.....	47
9. 関連施策の展開.....	48
<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	<b>49</b>
1. 市町村等の責務.....	49
2. 計画の推進に向けた役割.....	50
3. 計画の推進に向けた3つの連携.....	51

4. 計画の推進及び点検評価.....	52
<b>資料編.....</b>	<b>54</b>
1. 量の見込みの算出について.....	54
2. 美瑛町子ども・子育て会議委員名簿.....	57
3. 美瑛町子ども・子育て会議設置要綱.....	58

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行で人口構造のバランスが崩れ、生産年齢人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済へ深刻な影響を与えることが懸念されており、若年層の非正規雇用の増加や女性の継続的な就労、子育て世帯の男性の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は厳しい状況にあります。

また、少子高齢化が進行し、核家族化、共働き世帯の増加など、子育て世帯の形態が多様化し、地域コミュニティの希薄化により、身近な地域に育児の協力者がいない、相談相手がないといった子育ての孤立感を感じる保護者が増えています。さらに、コロナ禍を経て子育て世代のライフスタイルの変化、子どもたちの生活や学習にも大きな影響を与え、新たな課題をもたらしました。

本町においては、平成27年3月に「美瑛町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月にこれを見直して、「第2期美瑛町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に努め、令和2年4月からは、保健福祉課に「子ども・子育て支援室」を設置し、児童福祉・子育て支援に関する窓口を明確にし、より専門的な相談支援や子育てネットワークの構築に取り組みました。また、保育や幼児教育、学童保育を始めとした集団支援のほか、妊娠期からの伴走型支援など個別支援の体制整備を図りました。

国においては、令和5年4月に「こども家庭庁」を発足するとともに、こどもの権利保障等を基本理念とする「こども基本法」を施行し、同年12月には「こども未来戦略」や今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」を閣議決定するなど、児童福祉分野においては大きな転換期を迎えています。

「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、こどもと若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、多様な人格・個性を尊重し、意見を聴きながら、こども・若者、子育て当事者とともに施策を進めていくとしています。

今回、現行の第2期計画の期間が令和6年度で終了することから、これまでの町の取組みを振り返るとともに、子育て当事者からの意見を受け、「第3期美瑛町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また令和7年度には、本計画を「こども大綱」と北海道の計画を踏まえ、「こどもまんなか社会」を実現するために、更にこどもと若者の意見を取り入れた「こども計画」として見直しを図り、行政や子ども子育て関係機関並びに、家庭、町民一人ひとりが協働し、それぞれの役割を果たしながら、美瑛町における子ども・子育て支援を推進するため、計画の整備を進めます。

◇子ども・子育て支援法（抜粋）◇

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

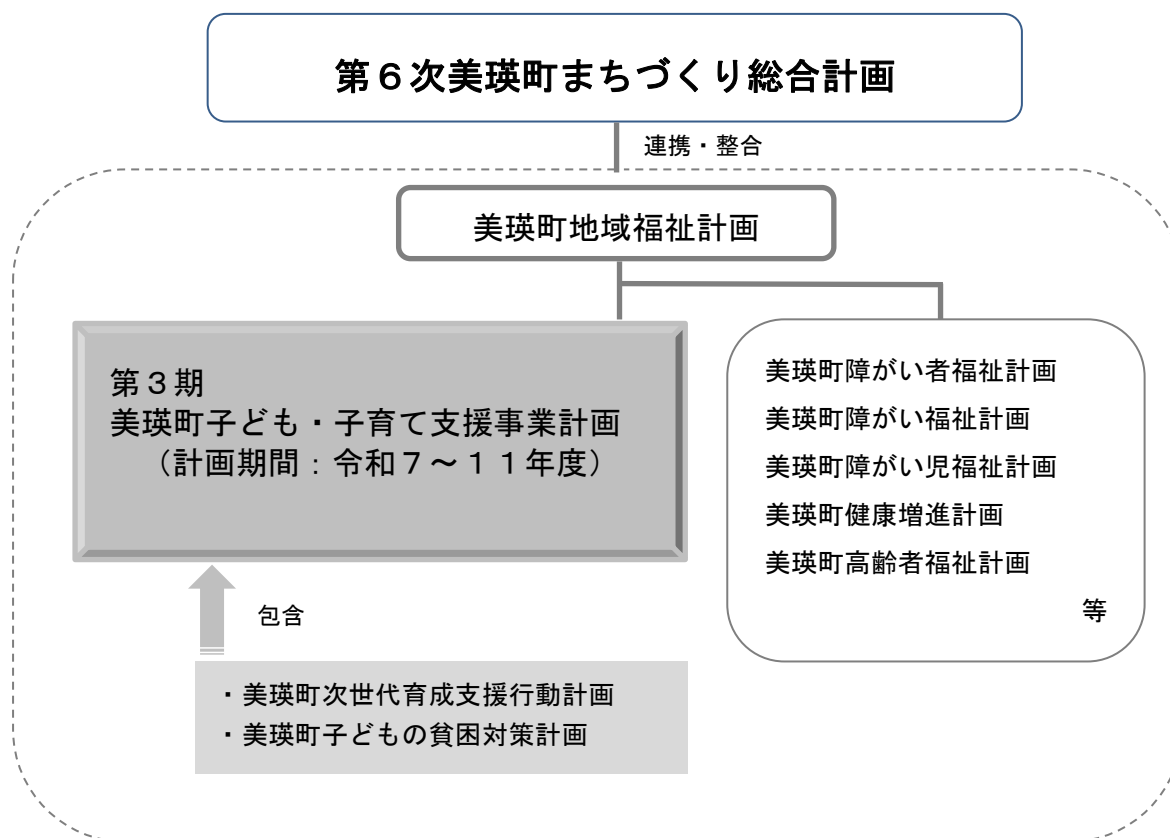
三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

なお、次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図ることを目的とする次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が令和17年3月31日まで延長されたことから、同法第8条第1項の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。また、平成26年1月から施行されている「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、令和元年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と変更されていることから、同法第10条第2項の規定に基づく「市町村計画」を含むものとします。そして、第6次美瑛町まちづくり総合計画を上位計画とし、地域福祉計画、障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、健康増進計画、その他の関連個別計画との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

### ◇計画の位置づけ（イメージ）◇



### 3. 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（令和7年度～令和11年度）を計画期間とし、時勢の変化等に応じて、随時見直すものとします。

なお、令和5年4月に「こども基本法」が制定されたことを受け、条例の制定と合わせて、本計画に統合する形でこども計画の策定を検討します。

◇計画の期間◇

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画	第2期美瑛町子ども・子育て支援事業計画									
						第3期美瑛町子ども・子育て支援事業計画				



（こども計画への統合）

		R7	R8	R12	R17
こども計画	(未策定)		一体的に策定	一体的に策定	一体的に策定
子ども・子育て支援事業計画	単独で策定		一体的に策定	一体的に策定	一体的に策定
	第3期計画に相当		第4期計画に相当		第5期計画に相当

### 4. 計画の策定体制

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画策定委員会の設置

「事業者」、「保護者」、「関係団体」などから構成される「美瑛町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

	開催日	会場	協議事項等
令和5年度 第1回	令和6年3月25日	役場	(1) 現行計画に関連する事業の実績について (2) 要支援児童等の支援状況について (3) 第3期美瑛町子ども・子育て支援事業計画について
令和6年度 第1回	令和6年4月16日	役場	(1) 第3期美瑛町子ども・子育て支援事業計画について (2) 計画に関するアンケートについて
第2回	令和6年12月19日	役場	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）の検討
第3回	令和7年3月上旬	役場	(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画（案）の検討



## (2) アンケート調査の実施

本町に居住する保護者を対象に、就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施しました。

### ◇調査対象及び調査方法◇

調査種別	未就学児童調査	就学児童
調査対象	町内の未就学児を持つ保護者	町内の小学生を持つ保護者
配布数	244票	372票
抽出法	全数	全数
調査方法	郵送・Web	郵送・Web
調査時期	令和6年6月	令和6年6月
調査地域	美瑛町全域	美瑛町全域
有効回収数	158票	230票
有効回収率	64.8%	61.8%

## (3) パブリックコメントの実施

本計画について、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、町民の意見反映をして策定しています。

## (4) 国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

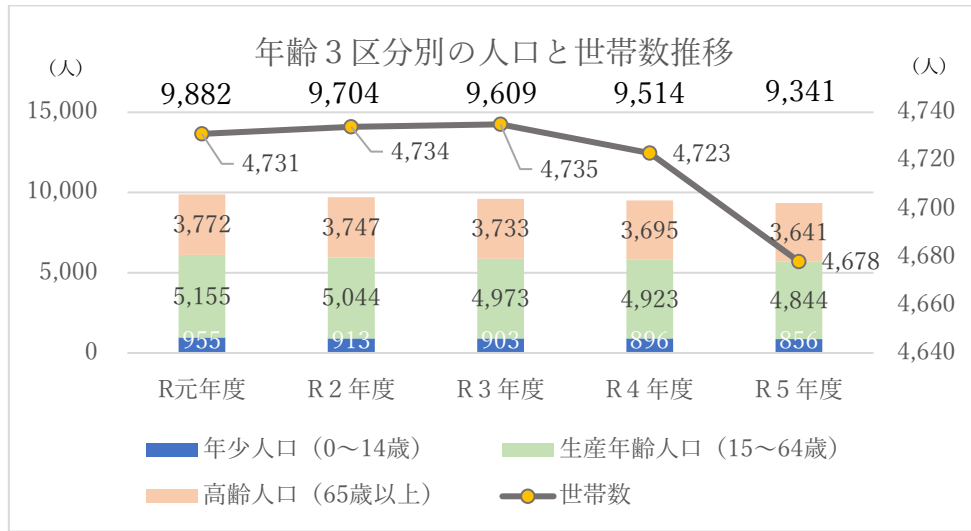
## 第2章 町の現状

### 1. 人口等の状況

#### (1) 人口と世帯の推移

本町の人口は、平成25年度に10,747人でしたが、令和元年度には1万人を割り、882人となりました。令和5年度には更に人口減少が進み、9,341人となっています。

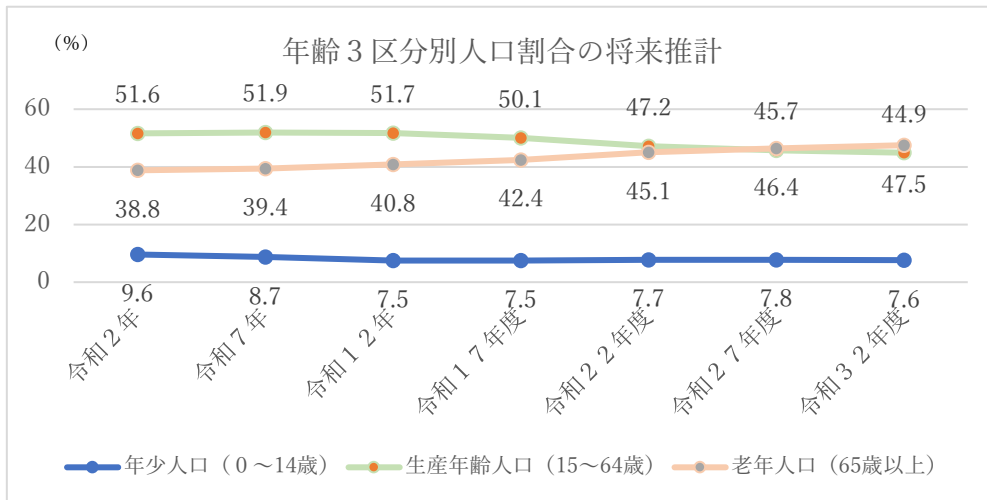
年齢3区分（年少人口：生産年齢人口：高齢人口）で比較すると、令和元年度（10：52：38）に対し、令和5年度（9：52：39）で、年少人口割合が1%減り、高齢人口割合が1%増えており、少子高齢化が進んでいます。



※住民基本台帳（各年3月31日）

#### (2) 人口と世帯の推移（見込）

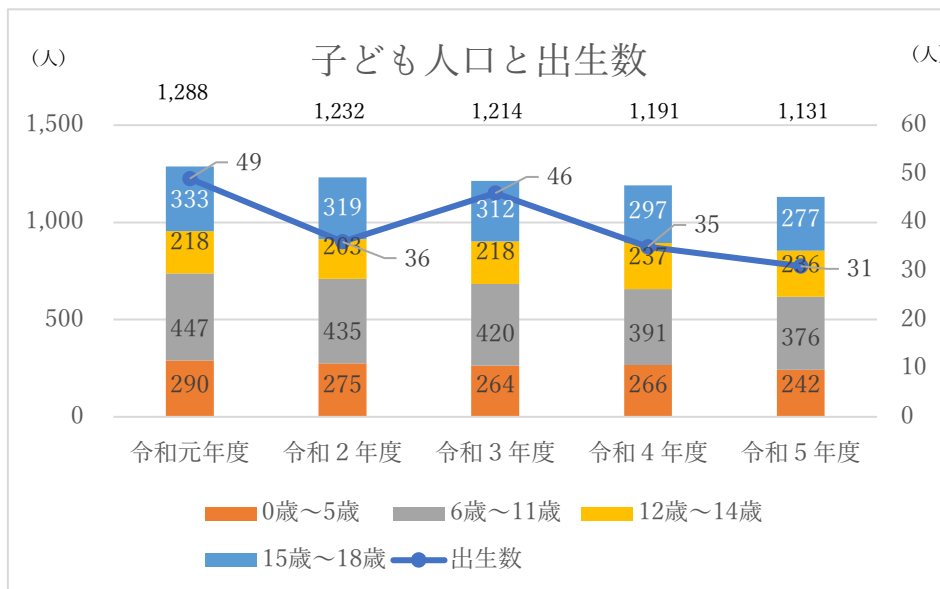
年齢3区分別人口割合の将来推計を長期で見ると、年少人口と生産年齢人口の割合が減少し、老年人口の割合が増加することが見込まれます。



※国立社会保障・人口問題研究所

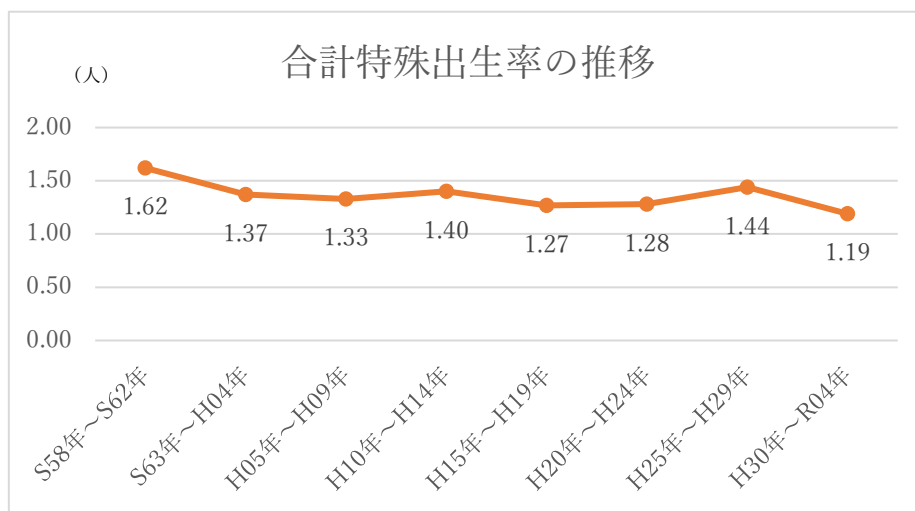
### (3) 子どもの人口と出生の推移

子ども（18歳未満）人口の推移をみると、全体的に減少傾向で推移しています。出生数も令和4年度以降40人を下回っており、今後は更なる減少が予測されます。



### (4) 合計特殊出生率の推移

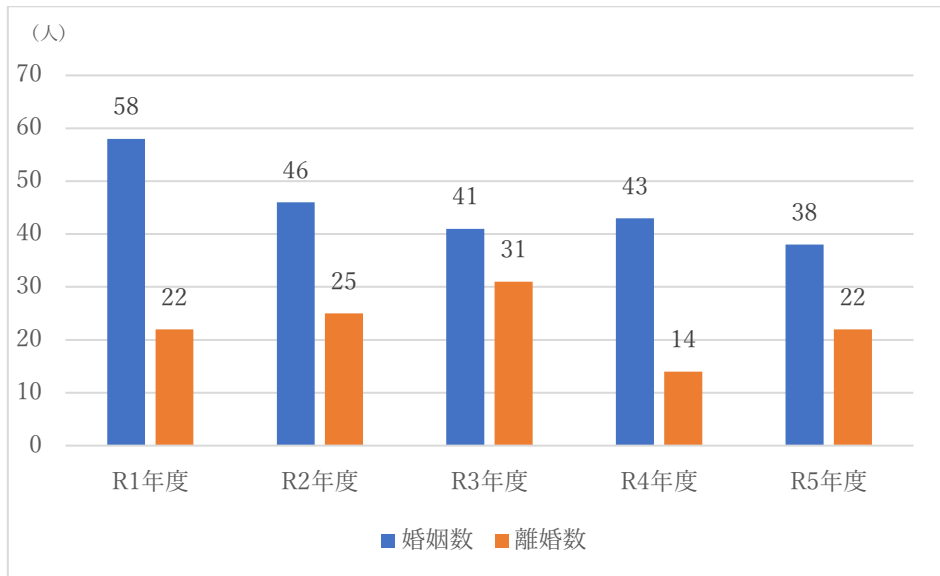
近年の合計特殊出生率は1.4を下回っており、低い水準で推移しています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している「人口統計資料集（2024年版）」によれば、人口を維持するために必要な合計特殊出生率（人口置換水準）は2.07となっており、自然減は今後も長期的に続くことが想定されます。



※美瑛町人口ビジョン

### (5) 婚姻数・離婚数の推移

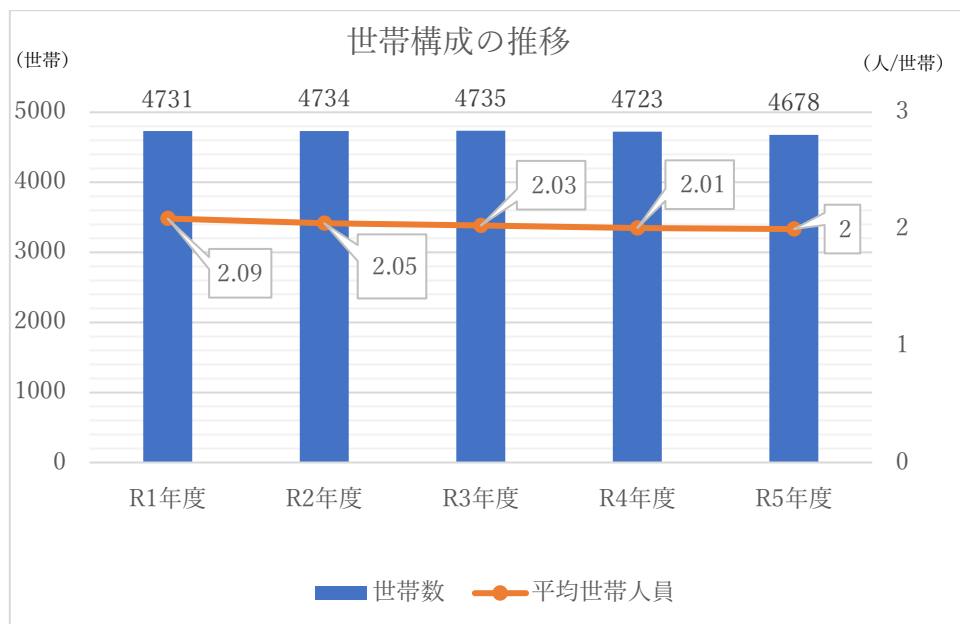
婚姻数・離婚数の動向は、ともに増減を繰り返しており、令和5年度では婚姻数38人、離婚数22人となっています。



※住民基本台帳（各年3月31日現在）

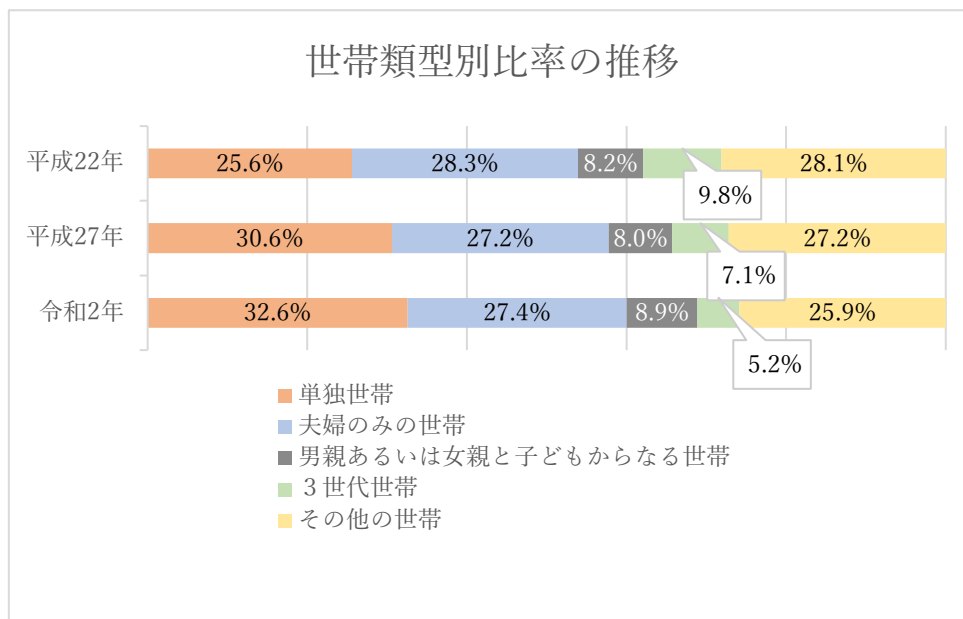
### (6) 世帯構成の推移

世帯数は令和4年度から減少傾向にあり、令和5年度には4,678世帯となっています。また、平均世帯人員数は下がり続けています。



※住民基本台帳（各年3月31日現在）

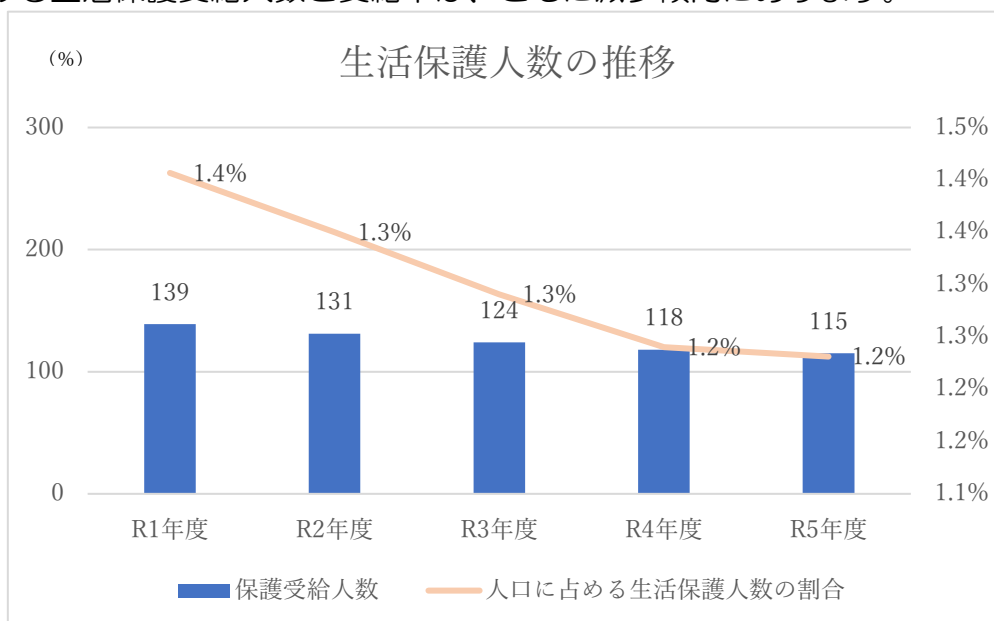
世帯類型別の比率をみると、単独世帯と一人親世帯が増加傾向で推移している一方、3世代世帯が減少傾向にあります。



※国勢調査

### (7) 生活保護人数の推移

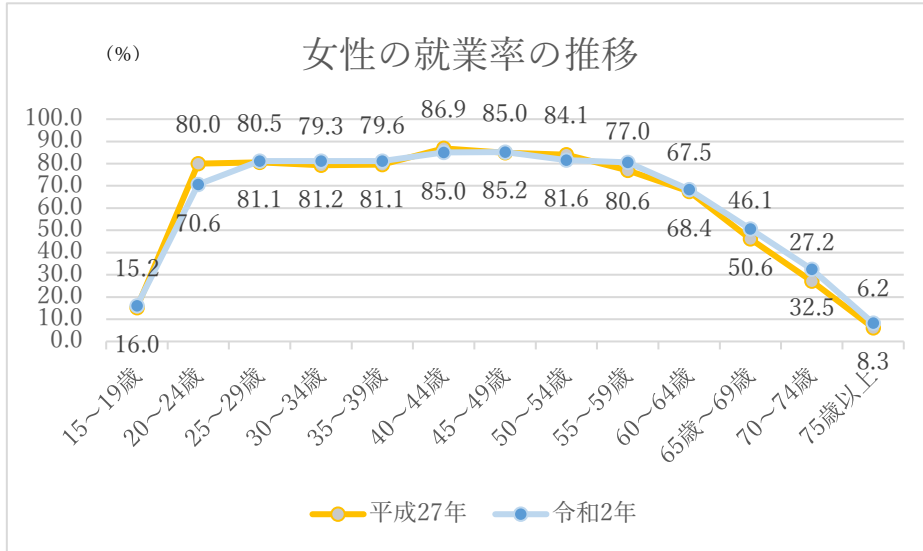
本町における生活保護受給人数と受給率は、ともに減少傾向にあります。



※社会係調べ

### (8) 女性の就業率の推移

女性の就業率をみると、結婚・出産の時期に退職して育児が落ち着いた時期に復帰するといったいわゆるM字カーブは緩和しており、退職期までの就労が一般化していることがうかがえます。

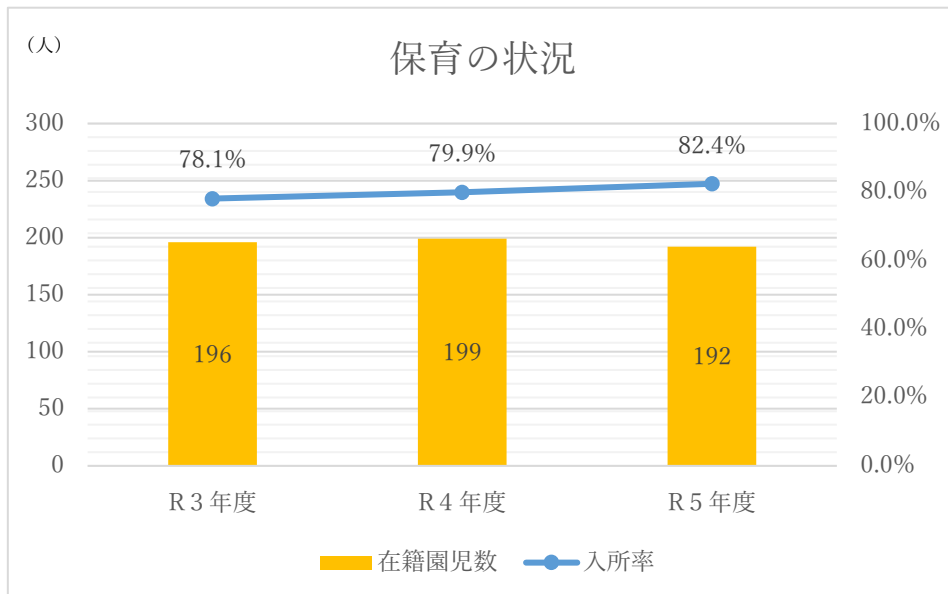


※国勢調査

## 2. 子ども・子育てを取り巻く環境等

### (1) 保育の状況

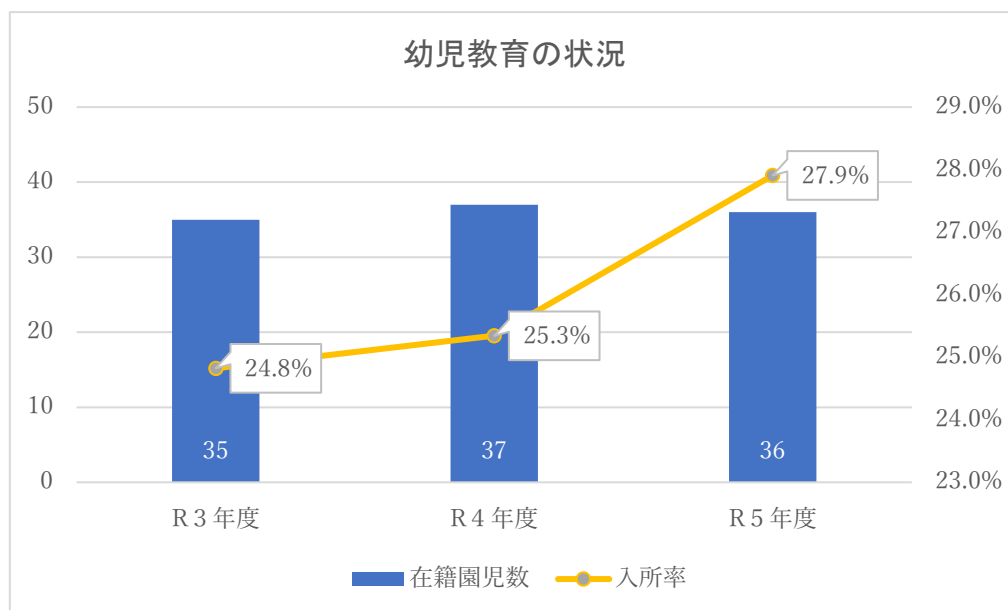
本町における保育施設は令和5年度において5カ所（公立保育園1・幼保連携型認定こども園1・へき地保育所3）で、在籍園児数は200人程度を維持していますが、定員に対する入所率は、増加傾向にあります。令和6年度にへき地保育所2カ所が休所となりましたが、町内の保育定員は在籍園児数を上回っており、待機児童は発生していません。



※各年度末の在園数

### (2) 幼児教育の状況

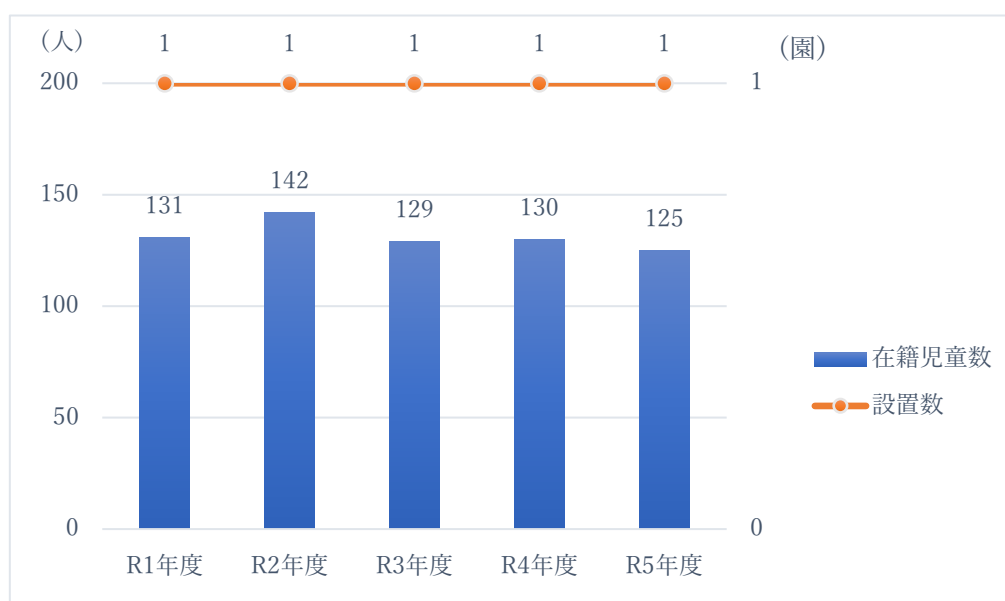
町内には幼保連携型認定こども園が1カ所あり、35人程度が利用しています。



※各年度末の在園数

### (3) なかよし児童館の状況

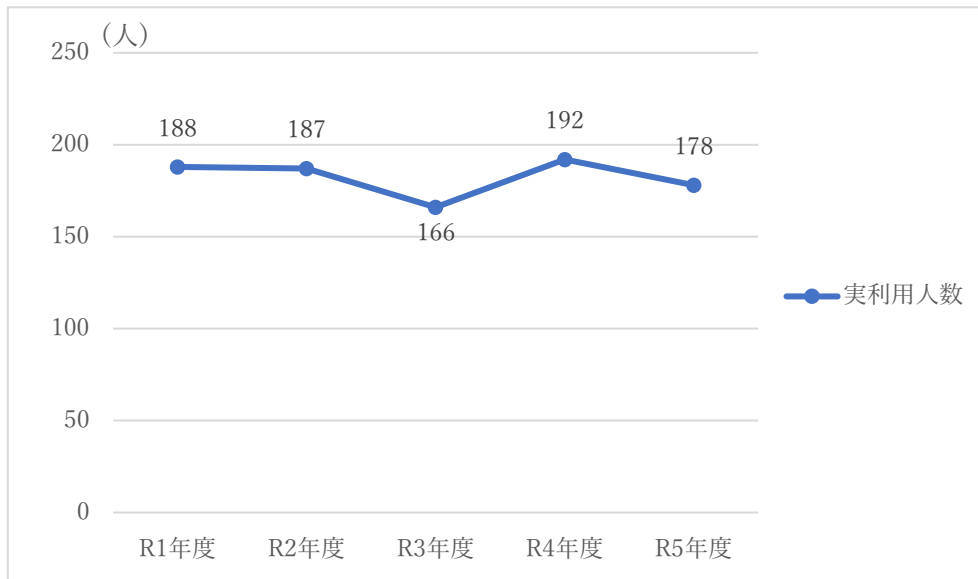
町内には児童館を1カ所設置しており、在籍児童数は130人程度となっています。



※各年度末の在園数

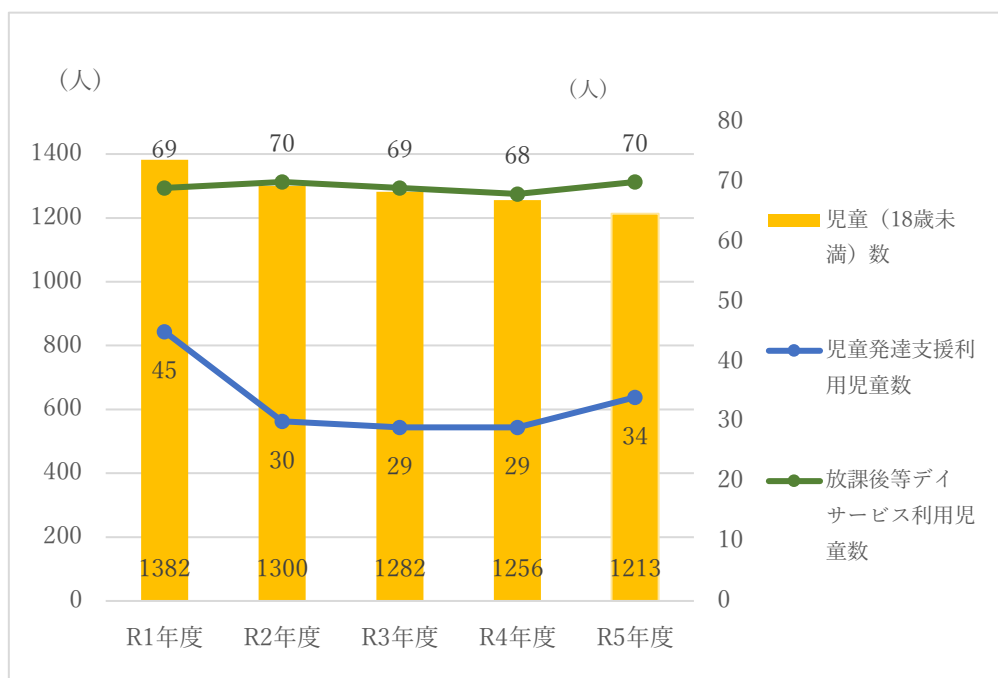
#### (4) 学童保育の推移

学童保育は、なかよし児童館と美瑛東小学校の2施設で実施しており、2施設における実利用人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していますが、190人前後で推移しています。



#### (5) 支援が必要な児童数の推移

全体の児童数が減少する中、支援が必要な児童数は、増加傾向で推移しています。



※社会係調べ

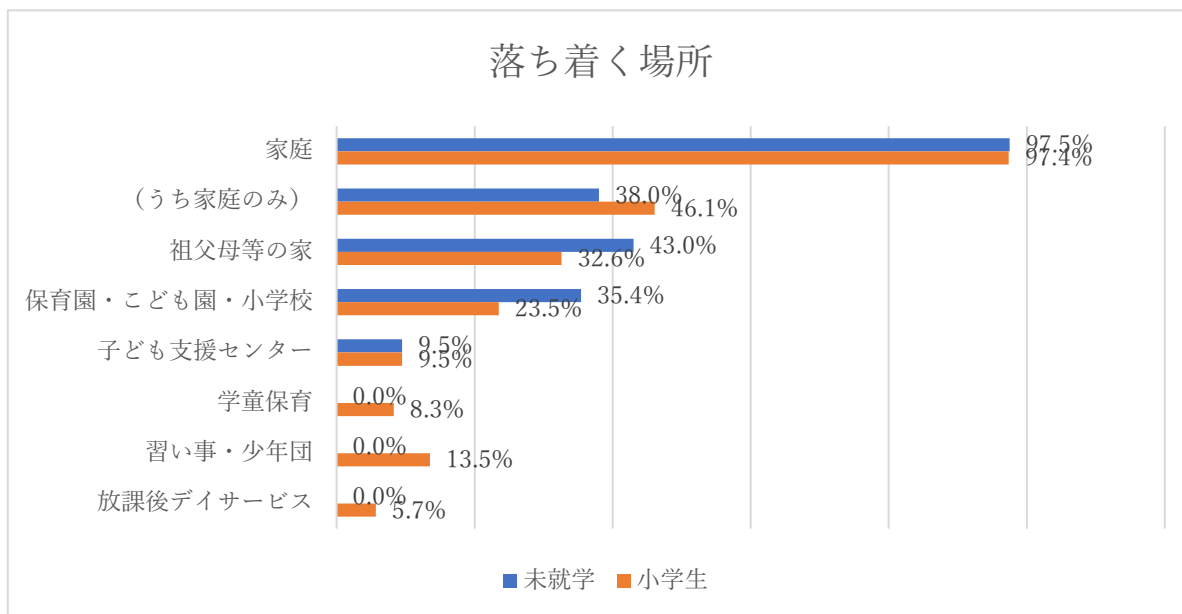


### 3. ニーズ調査結果（抜粋）

#### （1）子どもの育ちをめぐる環境について

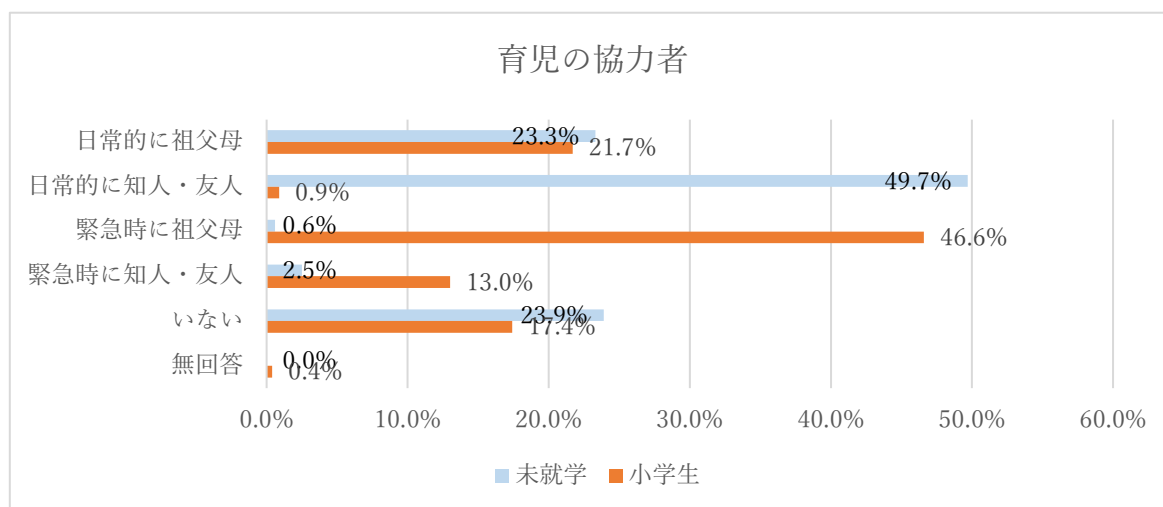
お子さんにとって落ち着く場所をお答え下さい。【複数回答】

こどもが落ち着く場所は家庭が基本となりますが、小学生になると習い事や少年団活動など放課後の居場所が増えています。一方で家庭のみの回答が未就学で38.0%、小学生で46.1%ある状況です。



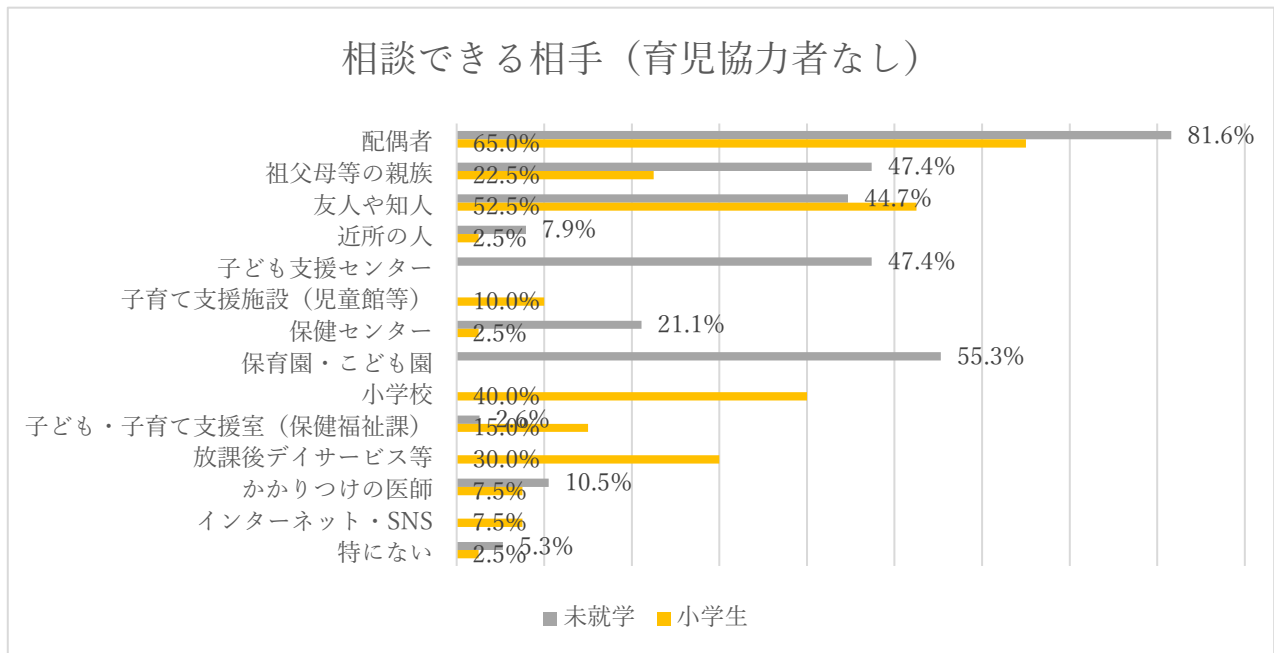
日頃、お子さんを見てくれる親族・知人はいますか。

日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無については、未就学児は日常的に協力者がいる割合が高く、小学生では緊急時に協力者へ育児を頼む割合が高くなっています。一方で、「いずれもない」との回答が一定数いることにも留意する必要があります。



お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。【複数回答】

気軽に相談できる相手は、「配偶者」、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が上位回答となっており、「子ども支援センター」、「保育園」、「こども園」や「小学校」なども高い割合です。一方で、「特にない」や「インターネット・SNS」との回答も一定数いる状況です。



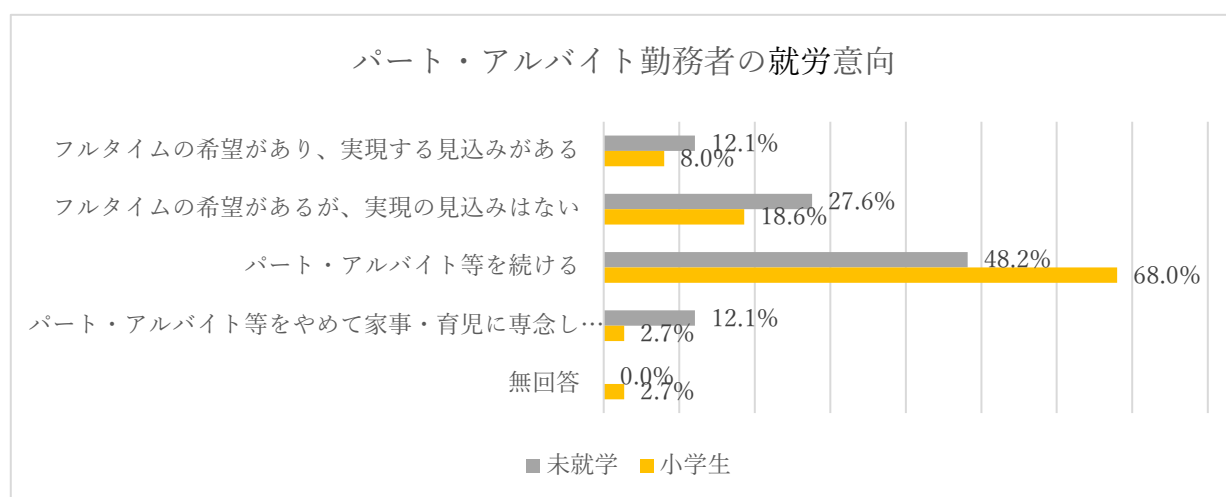
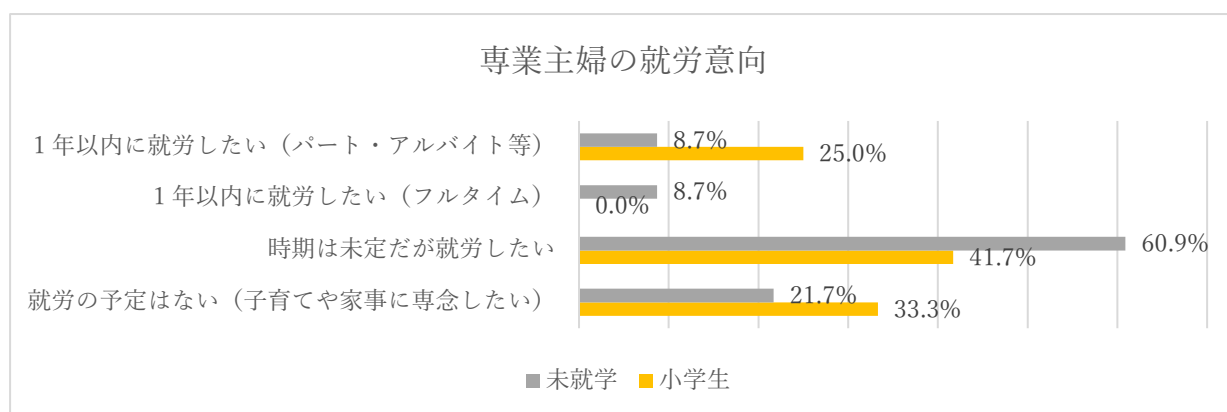
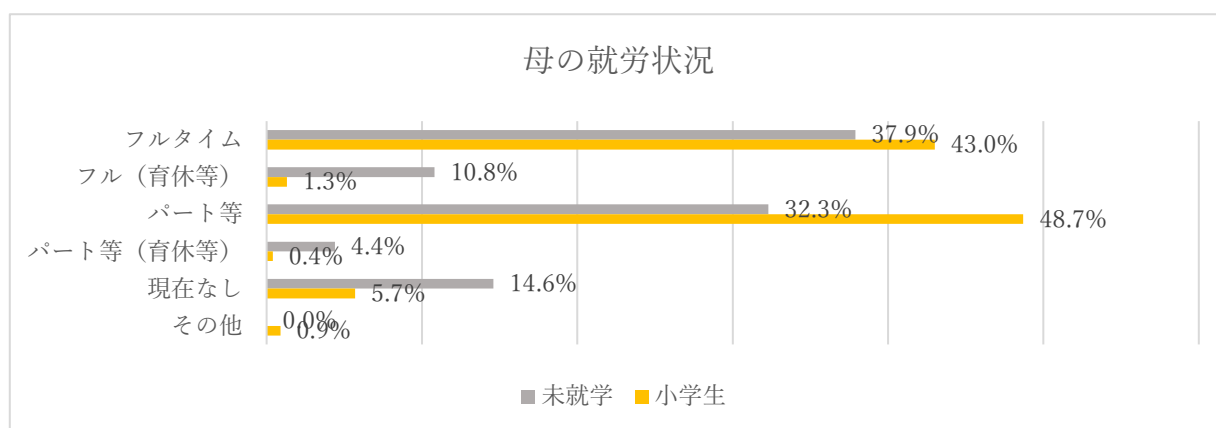
## （2）母親の就労について

母親の現在の就労状況をお答えください。

母親の現在の就労状況については、未就学ではパート等よりフルタイムの割合が多く、小学生だとフルタイムよりパート等の割合が多くなる傾向があります。このことから、こどもが所属機関に在籍する時間に応じて、母親の就労時間が影響する可能性が窺えます。

専業主婦の就労意向については、「アンケートを実施した日（令和6年6月時点）から1年以内に就労を希望する」が、未就学の保護者で17.4%、小学生の保護者で25.0%となっており、小学生の保護者の就労意向が高まる傾向にあります。

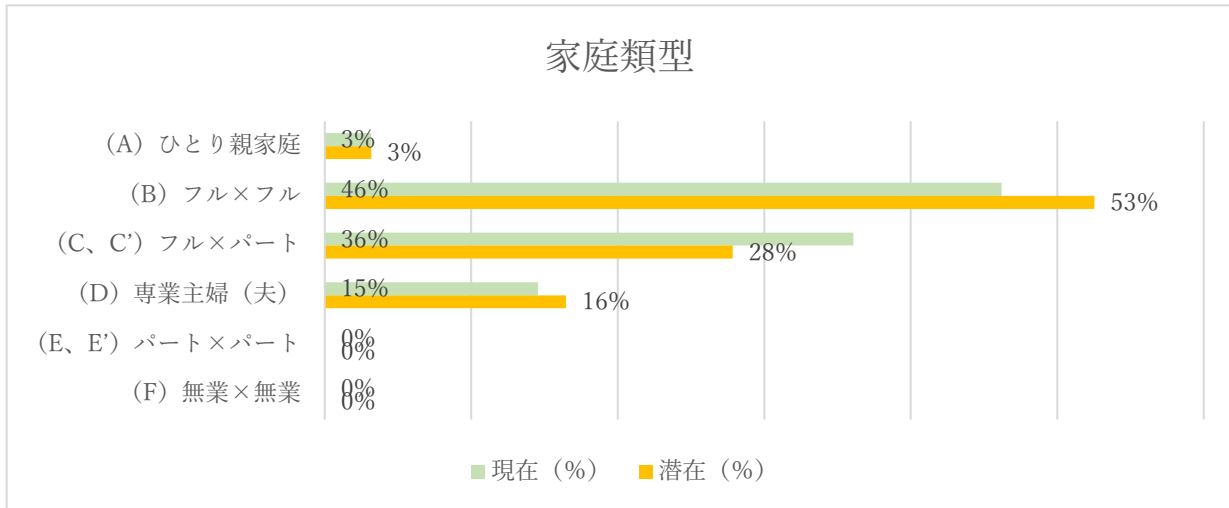
また、現在パート・アルバイト勤務の母親は、現状維持やフルタイムへの転向を希望する割合が多く、仕事をやめて家事・育児に専念する事を希望する方は極少数です。



### (3) 家庭類型

両親の現在の就労状況をお答えください。

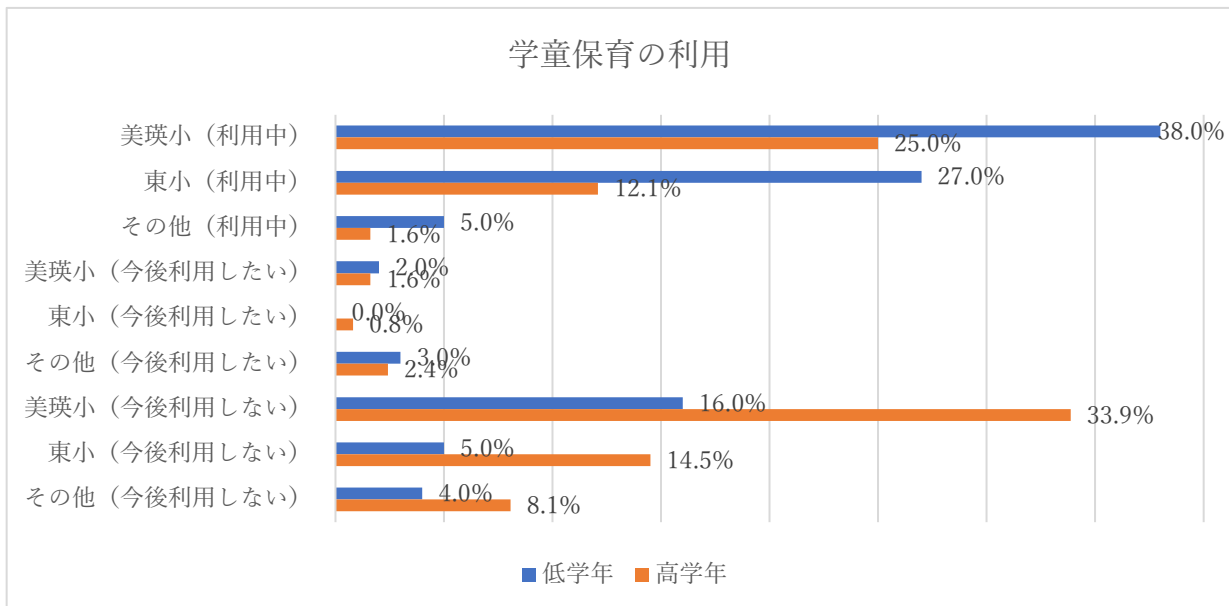
母親・父親の就労状況は、共働き世帯が多く、「フルタイム×パートの家庭」より「フルタイム×フルタイムの家庭」の世帯が多いです。また、今後の専業主婦の就労意向を考えると、共働き世帯が更に増加することが見込まれます。



### (4) 放課後の過ごし方

学童保育の利用意向について

現在、なかよし児童館と美瑛東小学校で学童保育を実施していますが、低学年の利用率は高く、高学年は低い状況です。また、近年は郊外からなかよし児童館を利用する児童が増えています。



## 4. 美瑛町子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期の「美瑛町子ども・子育て支援事業計画」では、国が定める必須事業及び任意事業を掲げました。評価は下記のとおりです。

### (1) 教育・保育事業

どんぐり保育園は、少子化により定員内で保育をしている状況ですが、近年は産後早期から就労する家庭も増えており、低年齢児の受け入れが増えている状況です。

へき地保育所は、令和5年度に3か所が開所していましたが、令和6年度にはその内2カ所が休所しています。

青葉幼稚園は、令和元年11月から幼保連携型認定こども園となり、保護者の就労やこどもの学びに対応しながら、幼児教育と保育を効果的に行っています。

したがって、町内の認定こども園、どんぐり保育園、へき地保育所で実施する事業について、教育・保育ともに利用定員内で事業を実施できており、教育・保育の必要量を確保できている状況です。

ただし、教育・保育施設で待機児童は出ていないものの、幼少の保育ニーズが高まり飽和状態であり、移住等による途中入園に受け入れの課題はあります。

また、へき地保育所について、地域に児童はいるものの、近年は市街地へ転園するこどもも増えており、今後の在り方について検討が必要です。

さらに、未就園児に対する「こども誰でも通園制度」への対応も検討する必要があります。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容（以下、確保方策）については、13事業を記載し、その実践を図ってきましたが、そのうち6事業については、該当施設がない等の理由により実施していません。

評価の概要は以下のとおりです。（5段階で評価）。

#### 用語の補足

量の見込み：現在の利用状況や将来の利用希望等を把握して出される見込み

確保方策：量の見込みに対する提供体制の確保やその内容

## ◇評価結果◇

事業名	概要	現行計画の評価・現在抱えている課題	評価
1 利用者支援事業	子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	特設相談窓口は設置していないが、各関係部署において対応し、状況に応じて連携しながら対応している。	A
2 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	利用人数の比率は、0～1歳児が9割以上である。2歳児になると就園する子どもが多い。親の相談内容が多様化している。	A
3 一時預かり事業	①認定こども園における在園児を対象とした一時預かり 幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の終了後に、引き続き預かる事業。 ②保育園における在園児以外を対象とした一時預かり 保育施設等を利用していない家庭で一時的に保育が困難な場合に保育園で預かる事業。	保護者のニーズに合わせ預かりを実施することができた。定員数も適正と評価する。	A
4 乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業。	新生児訪問と合わせた事業のため対象家族には約9割に実施できている。里帰り先（実家）への訪問や長期里帰り中の場合は養育環境を把握しきれないことがあり、電話や来所相談の中で養育環境の把握に努めている。新生児期までは産婦人科でのフォローも充実しているが、初めての乳児教室（2～3か月教室）まで間が空いてしまうため、個々に応じた支援を実施している。 母が町外出身者という家庭が半数以上を占めており、具体的な育児・家事援助へのニーズが多い。	A

事業名	概要	現行計画の評価・現在抱えている課題.	評価
5 養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師が訪問し、相談や支援を行う事業。令和3年度から家事等の訪問支援を加えて実施。	出生数は減少しているものの、早産・低出生体重児や多胎出産により子どもの発達支援が必要な事例に加え、養育者自身に支援が必要な事例が多くなってきている。 うつ病や産後うつ状態などによる養育者のメンタルヘルスへの相談支援については、医療機関や子ども支援センターと情報共有・連携を図りながら切れ目のない支援を実施している。身近に育児の協力者がいない中、退院後の心身のケアや育児のサポート、具体的な育児・家事援助へのニーズも高まってきている。 また、要保護児童等対策地域協議会の登録世帯に対する支援員の派遣により、虐待の再発予防が図られており、更なる充実が求められる。	A
6 ファミリー・サポート・センター事業	児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	本町には該当施設がないため実施していないが、こども緊急さぼねっと事業を実施し、児童の預かり等の援助を行っている。	E
7 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業。	本町には該当施設がないため実施していない。	E
8 延長保育事業	認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業。	本町では実施していない。	E
9 病児保育事業	保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業。	本町には該当施設がないため実施していない。	E

事業名	概要	現行計画の評価・現在抱えている課題	評価
10放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業。	◇美瑛東小学校校区；美瑛東小学校にて実施 ◇美瑛小学校校区；なかよし児童館 登録人数はここ数年およそ180人前後で推移。令和5年度の利用者数は約17,300人。	A
11妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。	妊産婦健診にかかる費用助成及び妊産婦健診の結果に基づいた個別支援を実施した。妊娠中期に実施する妊婦相談(栄養士・保健師)はほぼ全員に実施できており、妊産婦の健康の保持増進につながっていると考える。また、不妊治療費助成により、安心して妊娠・出産できる環境整備を図った。	A
12実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。	本町では実施していない。	E
13多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。	本町では実施していない。	E

【評価基準】

A	計画通り遂行した/計画通りの成果を得た。(ほぼ100%実施した)
B	計画通り遂行した/一部成果の得られないものがあった。(75%程度実施した)
C	現在、施策・事業の達成に向けて動いている。(半分程度実施した)
D	計画通り遂行できなかった/一部事業の着手ができなかった。(施策・事業に着手し、動き始めることはできた)
E	現在、ほとんど手をつけていない。(施策・事業に着手することができなかった)



## 第3章 美瑛町における子育て支援の取組

一人ひとりの子どもが健やかに成長し、保護者が子育てを通して喜びや幸せを実感できる環境づくりを進めるためには、気軽に相談でき、家庭と地域が一体となって支え合える環境を整えるとともに、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援ができる体制の充実が必要です。

本町では、家庭とともに地域住民、教育・保育関係者、企業・団体、行政等が連携し、安心して子どもを生み育てられる環境の実現に向け、第6次まちづくり総合計画の基本施策のもと、引き続き様々な子育て支援施策を展開していきます。

### 《基本理念》

「つながり、支え合い、育むまち。子どもたちの未来のために。」

すべての子どもの未来のために、地域の人々がつながり、支え合いながら家庭と地域、教育・保育機関、各種団体、行政等がチームとなって、子どもを中心に子育てをしていくという理念に基づき、子ども・子育て支援に取り組むことを目指します。

### 《基本施策》

#### 1 幼児教育・保育の充実

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支える環境づくりに努めます。

##### ・幼児教育・保育の質の向上

幼児教育・保育ニーズの多様化に対応しながら、質の高い特色ある幼児教育・保育の総合的な提供及び環境の充実に努めます。

##### ・一時預かり事業（一般型）

町内在住で保育施設等を利用していない家庭において、1歳から就学前までの子どもの保護者が一時的に家庭で保育することができない場合に、どんぐり保育園で子どもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。

##### ・一時預かり事業（幼稚園型）

保護者の子育てを支援するため、認定こども園において、希望のあった3歳から就学前までの在園児を幼稚園の教育時間の終了後に引き続き預かります。

##### ・一時預かり利用者負担額助成事業

NPO 法人が実施する一時預かり事業について、0歳から就学前の利用者に対し利用者負担額助成制度を実施します。

- 小学校との円滑な連携

幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に行うとともに、小学校就学に向けて、幼児教育・保育事業者、小学校、関係機関と緊密に連携しながら適切な就学環境を整えます。

## 2 総合的な子育て相談体制の構築

家庭の課題に対する包括的・重層的支援を視野に入れながら、関係機関との連携により効果的な支援を図るとともに、中学校卒業後の児童や、その養育に関する窓口を明確にし、利用しやすい環境を整備します。

- 妊婦相談

母体の健康維持と胎児の健やかな発育促進を目的に、個別の保健・栄養相談を行い、母子及び家族の生活習慣の基礎づくりの支援をすると共に、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援します。

- 育児相談

支援センターの職員等が、子どもの発達や育児、家族関係の悩みや不安など、保護者自身の思いや考えを個別相談により傾聴し、カウンセリングを行い、精神的に安定した状態で育児ができるよう支援します。

- 子育て支援

おもちゃライブラリーや親子遊びの広場など親子でゆったりと遊べる場所と育児仲間との出会いの場を提供し、すべての親が安心して子育てができるよう支援していきます。また、育児講座や公認心理師による育児相談など、育児力の向上や育児不安の軽減に努めます。

- ことばの教室・そだちの教室

小学校において通常の学級に在籍している配慮の必要な児童に対し、通級によるきめ細やかな指導を行い、学力の向上を図ります。

- すだちの教室

中学校において通常の学級に在籍している配慮の必要な生徒に対し、通級によるきめ細やかな指導を行い、学力の向上を図ります。

- その他

各種課題を包括的に受け止め、重層的な支援が図れるよう関係機関との連携に努めます。

## 3 子育て世帯への経済的負担の軽減

乳幼児等の医療費助成の継続、認定子ども園や保育所などの利用者負担軽減、学童保育の無料化の継続など子育て世帯の経済的負担軽減に努めます。

・不妊治療助成事業

一般、特定不妊治療費用の一部を助成します。

・風疹予防接種費用助成事業

妊娠を希望する19歳から50歳未満の女性と妊娠している女性のパートナーを対象に、ワクチン接種費用の一部を助成します。

・妊産婦健診費・交通費助成事業

妊婦一般健診、超音波検査、産後健診にかかる費用の助成、また妊産婦健診及び出産時医療機関受診にかかる交通費を助成します。

・乳幼児医療全額助成事業

出生から高校生までの入院、通院にかかる医療費を全額助成します。

・インフルエンザ予防接種助成事業

生後6か月から18歳までの子どもと妊婦を対象に、ワクチン接種費用の一部を助成します。

・保育園・認定こども園の利用者負担半額助成

0歳から2歳までの保育園・認定こども園の利用者負担について半額を助成します。

・保育園・認定こども園に通う子どもの副食費助成事業

国の幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者にかかる副食費の実費徴収について、国基準の範囲内で助成します。

・学校給食費の無償化

小中学校における給食費を無償化し、保護者の教育的費用の軽減を図ります。

・学童保育の無料化

なかよし児童館、美瑛東小学校における学童保育を無料とし、保護者の負担軽減を図ります。

・子どもの貧困対策

子育て世帯の経済的負担軽減を図る取組みを進めるとともに、子どもの居場所づくりや貧困を含む様々な困難を抱える子どもの早期発見、早期対応を図ります。

- ・ひとり親家庭等医療費助成事業

18歳未満の子どもを扶養もしくは監護している又は、18歳以上20歳未満の子どもを扶養していることを条件とし、子どもは入院・入院外ともに、母親又は父親は入院のみ医療費の一部を助成します。

#### 4 一貫した子育てサポートの実施

妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を行い、子育て支援利用者のニーズに対応し、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。

乳幼児健診後から就学相談、就学児健診までの子どもの育ちについて、幼児教育・保育施設等を子ども支援センターの職員が訪問しながら、成長・発達を見守ります。

- ・母子手帳・子育て支援アプリ『びえるんこ』の紹介・子育て情報発信

妊娠から出産、育児までをサポートするアプリへの登録を促し、子育てに関する情報発信をして子育て支援の充実を図ります。

- ・すくすくサポート事業

将来を担う子ども達の成長を願い、出生時、小学校入学時、中学校入学時にお祝い品を贈呈します。また、高校生には、美瑛高校へ入学する場合は入学準備金や通学補助などの支援を行い、町外の高校へ通う場合は、入学準備金により就学支援をしています。

- ・子どもノートの配布

段階に応じた適切な栄養・発達・生活リズム等の教材冊子として子どもノートを新生児訪問時に配布します。

- ・子育てファイル（すとりーむ）の配布・活用

妊娠・出産から高校までの成長を記録できる、子育てファイル（すとりーむ）を配布します。

- ・ブックスタート

親子のふれあう時間を持つきっかけづくりと絵本を開く楽しい体験などを通し、子どもの健やかな成長を応援する活動として、6か月児の親子に絵本を贈呈するとともに、絵本の読み聞かせを実施します。

- ・学習のサポート

子ども一人ひとりにきめ細やかな支援を行うため、小・中学校に教育支援員を配置します。

- ・スクールカウンセラーの配置

悩みを抱える子どもや子育てに不安を抱える保護者に対し、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行うことにより、専門的な助言と心のケアを行います。

- ・スクールソーシャルワーカーの配置

いじめや不登校、児童虐待などの課題に対し、関係機関と連携しながら保護者や教員などへの支援・相談を行い、子どもが置かれている環境へ働きかけて改善を図ります。

- ・上川中部圏域緊急サポートネットワーク事業（こども緊急さぼねっと事業）

子どもを預かってほしい「利用会員」と預かる「スタッフ会員」の橋渡しを行い、病児・病後児の預かりや保護者の急な残業・出張の際の宿泊時に子どもを預かる事業を広域で実施しています。利用者負担軽減を図るため利用助成制度を実施するほか、スタッフ会員の充実に努めます。

## 5 児童虐待防止対策の推進

要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関との情報共有と連携強化、子どもの見守りや保護者への支援を行うと共に、虐待の防止や早期発見、適切な保護を図れる体制づくりに努めます。また、町民一人ひとりが虐待への認識を高められるように情報の周知や啓発を行い、美瑛町で安心して子どもを産み育てられる環境の充実に努めます。

- ・要保護児童対策地域協議会代表者会議

虐待を受けている児童をはじめ、要保護児童の早期発見や適切な保護と支援を進めるため代表者会議を開催し、児童相談所、警察、消防等関係機関と連携しながら虐待等の防止や被害者の支援を行います。

- ・要保護児童対策地域協議会ケース会議

各構成機関の実務者により構成し、要保護児童について随時会議（最低でも年に1回）を開催し、情報の共有や今後の支援方針などの協議を行います。また、虐待が疑われる場合には、各構成機関が迅速に対応し、要保護児童の早期発見・保護に努めます。

- ・虐待疑いの通告

「虐待とは何か」を子ども自身も、周囲の大人も理解できるよう内容の普及に努めるとともに、SOSの出し方や通報義務をわかりやすく伝えていきます。

## 6 障がい児や発達が緩やかな子どもと保護者への支援

障がい児や発達が緩やかな子どもと保護者に対する支援、相談を強化するとともに、それに向けた研修など指導員の資質の向上及び指導体制の充実に努めます。

- ・児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要となる支援を行います。

・放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等に通い、生活能力向上のために必要な支援を通し、生きる力や自立心を育てるとともに、社会との交流促進などの支援をする施設です。施設に通うためには、支給認定が必要で、町はその認定業務を行い、どのように支援を勧めていくかの計画書の作成なども行います。

令和7年度実施の美瑛町の子育て支援に関する取組事業は、以下のとおりです。

ライフステージ	子育て支援事業内容
妊娠前	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇不妊治療費助成事業</li> <li>◇風疹予防接種費用助成事業</li> </ul>
妊娠期	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇妊産婦健診費用助成事業</li> <li>◇妊産婦健診・出産交通費助成事業</li> <li>◇インフルエンザ予防接種費用助成事業</li> <li>◇母子手帳・子育て支援アプリ『びえるんこ』の紹介・子育て情報配信</li> </ul>
新生児・乳児期 (0歳～1歳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇すくすくサポート事業(新生児にお祝い品を贈呈)</li> <li>◇新生児聴覚検査費用助成</li> <li>◇1か月児健診費用助成</li> <li>◇先天性股関節脱臼健診事業</li> <li>◇子どもノートの配布・活用</li> <li>◇ブックスタート(6か月児の親子に絵本を贈呈)</li> <li>◇産後ケア事業</li> <li>◇NPO法人の一時預かり利用者負担軽減事業(0歳から就学前)</li> <li>◇医療費全額助成事業</li> <li>◇定期予防接種、インフルエンザ予防接種費用助成事業</li> <li>◇子育てファイル(すとリーむ)の配布・活用</li> <li>◇こども緊急さぼねっと利用助成事業</li> </ul>
幼児期 (1歳～6歳)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇一時預かり事業(一般型 1歳～就学前/在園児以外)</li> <li>◇一時預かり事業(幼稚園型 3歳～就学前/在園児のみ)</li> <li>◇NPO法人の一時預かり利用者負担軽減事業(0歳から就学前)</li> <li>◇医療費全額助成事業</li> <li>◇定期予防接種、インフルエンザ予防接種費用助成事業</li> <li>◇保育園・認定こども園の利用者負担額半額助成(0歳～2歳までの課税世帯)</li> <li>◇保育園・認定こども園に通う子どもの副食費助成事業</li> <li>◇こども緊急さぼねっと利用助成事業</li> </ul>
小学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇すくすくサポート事業(入学祝い品/児童学用品セットを贈呈)</li> <li>◇給食費の無償化</li> <li>◇学童保育の無料化</li> <li>◇学習のサポート(各校へ教育支援員を配置)</li> <li>◇定期予防接種、インフルエンザ予防接種費用助成事業</li> <li>◇医療費全額助成事業</li> <li>◇ことばの教室、そだちの教室の設置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置</li> <li>◇こども緊急さぼねっと利用助成事業</li> </ul>

<p>中学生</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇すくすくサポート事業（入学祝い品/指定制服、ジャージを贈呈）</li> <li>◇給食費の無償化</li> <li>◇学習のサポート（各校へ教育支援員を配置）</li> <li>◇定期予防接種、インフルエンザ予防接種費用助成事業</li> <li>◇医療費全額助成事業</li> <li>◇すだちの教室の設置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置</li> </ul>
<p>高校生</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇美瑛高等学校支援事業（入学準備金、交通費、見学旅行等）</li> <li>◇インフルエンザ予防接種費用助成事業</li> <li>◇医療費全額助成事業</li> <li>◇すくすくサポート事業（入学時の就学支援金）</li> </ul>

## 第4章 子ども・子育て支援サービス

### 1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者などに提供するサービスを大まかに、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」に分類しています。

「子どものための教育・保育給付／施設型給付」は保育園や認定こども園等、「子育てのための施設等利用給付」は「子どものための教育・保育給付」の対象外である認可外保育施設等、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村が独自に実施する各種事業が、給付の対象となっています。

#### ◇子ども・子育て支援サービスの全体像◇

<p>【子どものための教育・保育給付／施設型給付】</p> <p>保育所 認定こども園 幼稚園</p>	<p>【地域子ども・子育て支援事業】</p> <p>(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 一時預かり事業 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業</p>
<p>【子育てのための施設等利用給付】</p> <p>認可外保育施設 一時預かり事業（幼稚園型を除く）</p>	<p>(6) ファミリー・サポート・センター事業 (7) 子育て短期支援事業 (8) 延長保育事業 (9) 病児保育事業</p>
<p>【現金給付】</p> <p>児童手当</p>	<p>(10) 放課後児童クラブ (11) 妊婦健康診査事業 (12) 実費徴収に係る補足給付事業 (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (14) 子育て世帯訪問支援事業 (15) 児童育成支援拠点事業 (16) 親子関係形成支援事業 (17) 妊婦等包括相談支援事業 (18) 乳児等通園支援事業 (19) 産後ケア事業 (20) ひとり親家庭等生活支援事業</p>

※（14）～（20）新規事業



## 2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（教育・保育提供区域）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下（１）、（２）のとおりです。

### （１）教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができること。

### （２）教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
◇児童数や面積の規模	◇保護者の移動状況を踏まえているか
◇区域ごとに事業量の見込みが可能か	◇区域内で事業のあっせんが可能か
◇区域ごとに確保方策を打ち出せるか	◇現在の事業の考え方と合っているか

### （３）本町の教育・保育提供区域について

町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

### （４）提供区域設定の主な理由

「子ども・子育て支援法」では、子ども・子育て支援事業計画は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需給調整の指標となる量の見込みやその確保方策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することされています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、本町では、子どもの教育・保育及び地域子育て支援事業に関しては、どんぐり保育園、へき地保育所、認定こども園及び子育て支援センターで、それぞれサービスを提供しています。したがって、引き続き、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。

### 3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれており、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子ども(2号認定を除く)
2号認定 (3歳以上保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由(保護者の就労や疾病等)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定 (3歳未満保育認定)	満3歳未満の子どもで「保育の必要な事由(保護者の就労や疾病等)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

#### 認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設・事業		1号認定	2号認定	3号認定
施設型	幼保連携型認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	▲	×
	保育所	▲	○	○

○：利用可能、×：利用不可、▲：特例給付(施設型・地域型)による利用

#### 用語の補足

量の見込み：現在の利用状況や将来の利用希望等を把握して出される見込み

確保方策：量の見込みに対する提供体制の確保やその内容

## 4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保方策」をまとめました。

### (1) 特定保育施設<sup>1</sup>（認可保育所・認定こども園）

認可保育所は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。本町では、青葉幼稚園が令和元年11月から幼保連携型認定こども園として開設しました。

#### 【量の見込みと確保方策】

(実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	174	167	161	155	153
2号認定（3～5歳）	93	84	83	76	76
3号認定（0歳）	25	25	25	25	25
3号認定（1歳）	31	28	28	27	27
3号認定（2歳）	25	31	28	28	27
②確保方策	172	172	172	172	172

### (1) ー2 特例地域型保育施設<sup>2</sup>（へき地保育所）

へき地保育所は、交通条件などに恵まれない地域において、保育を必要とする地域児童の福祉増進を図ることを目的に設置しています。地域外からの入所希望がある場合には、当該地域児童の入所状況及び入所を希望する児童の家庭状況により可否を判断します。

(実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	90	70	70	70	70

<sup>1</sup> 特定保育施設：町長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「保育施設」をいう。（子ども・子育て支援法第27条）

<sup>2</sup> 特例地域型保育施設：市街地中心部より遠隔地の農村地帯に設置されており、特定教育・保育の確保ができない地域の施設。（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

## 【確保提供数】(1) 及び (1) - 2 合計

(実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	174	167	161	155	153
② 確保方策	262	242	242	242	242
③ 確保量の空き②-①	88	75	101	107	89

## 【確保方策】

量の見込みを確保方策が上回り、預かりニーズに対し、確保量に空きがあります。

(2) 特定教育施設<sup>3</sup> (幼稚園・認定こども園)

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な教育環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援を行う総合的な施設です。

私立幼稚園(青葉幼稚園)が平成28年4月から特定教育施設となり、令和元年11月から幼保連携型認定こども園として開設しました。

## 【量の見込み】

(実人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	45	41	40	37	37
② 確保方策	71	71	71	71	71
③ 確保量の空き②-①	26	30	31	34	34

## 【確保方策】

量の見込みを確保方策が上回り、預かりニーズに対し、確保量に空きがあります。

<sup>3</sup> 特定教育施設：町長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(子ども・子育て支援法第27条)

## 5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【設置状況】

特設窓口等の設置はしていません。

#### 【確保方策】

本町は、子ども・子育て支援室を設置しており、子育て世帯からの相談を包括的に受け止め、関係機関と連携することでニーズに応じていきます。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【実施状況】

子ども支援センターで実施しています。

#### 【利用実績】

(延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	4,137	2,763	3,235	4,328	4,080
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1

※令和6年度は見込み

#### 【量の見込み】

(延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1

#### 【確保方策】

現状の実施箇所数で対応できているため、実施箇所数は現状維持とし、内容等の見直しを行い交流の促進と情報提供に努めながら、今後も継続して事業を展開していきます。

### (3) 一時預かり事業

#### ① 認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を認定こども園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

##### 【実施状況】

幼保連携型認定こども園びえい青葉幼稚園が実施しています。

##### 【確保方策】

今後、関係機関との連携のもと、事業実績等を踏まえ対応していきます。

##### 【利用実績】

(延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	2,596	1,139	1,464	1,842	1,509

※令和6年度は見込み

##### 【量の見込みと確保方策】

(延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
② 確保方策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
③ 確保量の空き②-①	400	400	400	400	400

#### ② 保育園における在園児以外を対象とした一時預かり（一般型）

保育施設を利用していない家庭で一時的に保育が困難な場合に保育園で預かる事業です。

##### 【実施状況】

どんぐり保育園が実施しています。

##### 【利用実績】

(延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	406	503	216	603	600

※令和6年度は見込み

【量の見込みと確保方策】

(延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	600	600	600	600	600
② 確保方策	600	600	600	600	600
③ 確保量の空き②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

現状で対応ができているため、より利用しやすい環境づくりに努めながら、今後も継続して事業を実施していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」、「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【実施状況】

- ・保健センターで実施しています。

【利用実績】

(実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実績	39	42	37	28	35

※令和6年度は見込み

【量の見込みと確保内容】

(実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	45	45	40	40	40
② 確保方策	50	50	50	50	50
③ 確保量の空き②-①	5	5	10	10	10

【確保方策】

従来通り保健師による家庭訪問を実施し、子育てに関する相談、指導、助言などを行い保護者が不安にならず安心して子育てできるように、今後も継続して事業を展開していきます。

### (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊産婦や児童に対して、保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

#### 【実施状況】

令和3年度より、子ども・子育て支援室（保健福祉課）で実施しています。

#### 【利用実績】

(実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	実施なし	9	5	6	6

※令和6年度は見込み

#### 【量の見込みと確保方策】

(実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10	10	10	10	10
② 確保方策	15	15	15	15	15
③ 確保量の空き②-①	5	5	5	5	5

#### 【確保方策】

引き続き、医療機関や関係機関との情報共有・連携を図りながら、妊娠・出産・育児期と切れ目のない支援を継続していきます。

### (6) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員（利用会員）として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（スタッフ会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

#### 【実施状況】

本町では、緊急時の預かりとして「上川中部こども緊急さぼねっと事業」を実施しています。

#### 【確保方策】

令和2年度から「上川中部こども緊急さぼねっと事業」との連携により実施しており、説明会等を通じて事業を周知し会員数が増加しています。また、町内スタッフ会員の増員に向けて養成講座の受講を促しており、スタッフが充実することで、日常的な利用が可能になるよう体制整備に努めます。



### (7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

#### 【実施状況】

本町には、該当施設がないため実施していませんが、今後のニーズの変化に応じて検討していきます。

#### 【確保方策】

「上川中部こども緊急さぼねっと事業」や託児事業との連携により、長時間の見守り対応などについて検討していきます。

### (8) 延長保育事業

保育所等において、開所時間を超えて保育を実施する事業です。

#### 【実施状況】

本町では実施していませんが、認可保育所と幼保連携型認定こども園では、午前7時30分から午後6時30分までの11時間を保育標準時間として対応しています。

#### 【確保方策】

へき地保育所においては、農繁期の保育ニーズが高まるため、令和2年度から土曜日の保育時間を、平日同様の午前8時から午後5時に拡大し対応しています。

今後、多様化するニーズを勘案しながら、地域の実情に応じ、保育時間の検討を進めていきます。

### (9) 病児保育事業

子どもが病気の際に、保護者が就労等の理由により、家庭で保育が困難な場合に、病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

#### 【実施状況】

本町には、該当施設がないため実施していませんが、今後のニーズの変化に応じて検討していきます。

#### 【確保方策】

令和2年度から「上川中部こども緊急さぽねっと事業」との連携により対応するとともに、NPO 法人及び関係機関と連携のもと町内での実施について検討していきます。

### (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により、昼間、保護者が家庭にいない児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

#### 【実施状況】

なかよし児童館（学童保育）と美瑛東小学校（学童保育）で、実施しています。

#### 【利用実績】

（実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	171	195	204	190	195
低学年（1～3年）	91	117	128	130	127
高学年（4～6年）	80	78	76	60	68

※令和6年度は見込み

## 【量の見込みと確保方策】

(実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込	172	172	172	172	172
1年生	35	35	35	35	35
2年生	33	33	33	33	35
3年生	31	31	31	31	35
低学年(1～3年)	99	99	99	99	99
4年生	35	35	35	35	35
5年生	20	20	20	20	20
6年生	18	18	18	18	18
高学年(4～6年)	73	73	73	73	73
② 確保方策	172	172	172	172	172
1年生	35	35	35	35	35
2年生	33	33	33	33	35
3年生	31	31	31	31	35
低学年(1～3年)	99	99	99	99	99
4年生	35	35	35	35	35
5年生	20	20	20	20	20
6年生	18	18	18	18	18
高学年(4～6年)	73	73	73	73	73
③ 確保量の空き②-①	0	0	0	0	0
1年生	0	0	0	0	0
2年生	0	0	0	0	0
3年生	0	0	0	0	0
低学年(1～3年)	0	0	0	0	0
4年生	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
高学年(4～6年)	0	0	0	0	0

## 【確保方策】

児童の健全な育成が図られるように、衛生面、安全面に配慮しながら、今後も継続して事業を展開していきます。

**(11) 妊産婦健康診査事業**

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間及び産後の適時必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

**【実施状況】**

本町では、妊娠の届け出をされた方に母子健康手帳と妊婦一般健康診査票（14回）、超音波検査受診票（6回）、産後健診検査受診票（2回）を交付し、専門医療機関を受診することにより、妊産婦の健康保持・増進を図っています。

**【利用実績】**

(延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	683	757	601	539	760

※令和6年度は見込み

**【量の見込みと確保方策】**

(延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	700	700	700	700	700
② 確保方策	700	700	700	700	700
③ 確保量の空き②-①	0	0	0	0	0

**【確保方策】**

妊娠期及び産後の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な健診がされるよう促すことにより、異常の早期発見、早期治療及び精神的不安の解消を目指すため、今後も継続して事業を展開していきます。

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等（新制度未移行幼稚園）に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

**【実施状況】**

本町では実施していません。ただし、保育園・認定こども園などに通う子どもの副食費の実費徴収については、町独自に国基準額を上限に助成を行っています。

**【確保方策】**

必要に応じて、対象となる世帯に補足給付を行うかを検討していきます。

### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

#### 【実施状況】

本町では実施していません。

#### 【確保方策】

現在の保育施設で必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。しかし、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制を維持するためには、保育人材の確保や育成は必要であり、保育施設の受け入れ状況や事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開していきます。

### (14) 子育て世帯訪問支援事業

令和6年度から実施しており、家事・育児等に対して不安や負担を抱える妊産婦のいる家庭等を対象に、訪問支援員を派遣し、家事や育児の支援を行う事業です。

#### 【利用実績】

(延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	実施なし	9	5	6	60

※令和5年度までは、養育支援訪問事業の家事支援として実施

※令和6年度は見込み

#### 【量の見込みと確保方策】

(延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	84	96	96	96	96
② 確保方策	84	96	96	96	96
③ 確保量の空き②-①	0	0	0	0	0

#### 【確保の方策】

引き続き、要保護児童対策地域協議会が必要と認めた世帯に訪問支援員を派遣し、育児環境の改善等を図ります。

### (15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える様々な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

#### 【実施状況】

子どもの居場所として「MysPace（マイスペース）」という施設があり、家庭と学校等を繋ぐ場所となっています。

#### 【確保の方策】

子どもの居場所の現状を把握し、教育との連携のもと、子どもの居場所の整備を検討します。

### (16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行う事業です。

#### 【実施状況】

保健センター等と連携しながら、令和4年度から子ども支援センターで事業を実施しており、利用が増えています。

#### 【利用実績】

ペアレント・トレーニング (延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	実施なし	実施なし	5	3	4

※令和6年度は見込み

#### 【量の見込みと確保方策】

(延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	6	6	6	6	6
② 確保方策	6	6	6	6	6
③ 確保量の空き②-①	0	0	0	0	0

ペアレント・プログラム

(延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	実施なし	実施なし	実施なし	12	6

※ペアレント・プログラムは、令和5年度から実施

※令和6年度は見込み

【量の見込みと確保方策】

(延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	8	8	8	8	8
② 確保方策	8	8	8	8	8
③ 確保量の空き②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

引き続き、保護者が子育ての悩みを軽減できるように努めるとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報の交換ができる場を設ける等、利用ニーズに応じながら事業を継続していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行い、妊婦等の心身の状況、環境等の把握を行う事業です。

【実施状況】

妊娠届出時及び妊娠期、産後における全妊産婦を対象に、保健指導及び出産や育児等の見通しを立てるため、面談や訪問を実施しています。

【利用実績】

(延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談実績	77	84	71	74	102

※令和6年度は見込み

【量の見込みと確保内容】

(延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	80	80	80	80	80
② 確保方策	90	90	90	90	90
③ 確保量の空き②-①	10	10	10	10	10

**【確保方策】**

子ども子育て支援室と連携し、継続して実施します。

**(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）**

保育施設等を利用しない3歳未満の子どもを対象に、子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルに合わせて子育て支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育施設等が利用できる制度です。

**【実施状況】**

・現在、本町では実施していませんが、国の方針として令和8年度から全自治体で実施する予定としています。

**【量の見込み】**

(延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	3	3	3	3

**【確保方策】**

令和7年度は実施していませんが、利用者のニーズを把握するとともに、保育従事者の確保やこどもを受け入れる環境を整えながら、関係機関で協議を重ねて事業の実施を検討していきます。

**(19) 産後ケア事業**

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

**【実施状況】**

令和2年度より実施体制を確保し、年々利用が増えています。

**【利用実績】**

(延件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	実施無し	1	1	7	5

※令和6年度は見込み



【量の見込みと確保内容】

(延件数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10	10	10	10	10
② 確保方策	10	10	10	10	10
③ 確保量の空き②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

町内に産後ケア事業実施施設がないため、近隣の実施施設に委託し、支援体制を確保します。産後ケアを必要とする方が必要な支援を受けられるよう、利用期間の拡充、助産師による講和等支援の充実を図ります。

(20) ひとり親家庭等生活支援事業

母子家庭・父子家庭等が就学や病気等の理由により、生活援助や保育サービスが必要な場合もしくは生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員の派遣を行う事業です。

【実施状況】

令和3年度より、子ども・子育て支援室（保健福祉課）で実施しています。

【利用実績】

(延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	実施無し	10	25	39	34

※令和6年度は見込み

【量の見込みと確保内容】

(延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	72	72	72	72	72
② 確保方策	72	72	72	72	72
③ 確保量の空き②-①	0	0	0	0	0

【確保方策】

引き続き、母子家庭・父子家庭等の生活の安定を図れるよう、事業を展開していきます。

## 6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成する上で基礎となる重要なものです。子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

### (1) 認定こども園の普及及び推進

子ども・子育て新制度では、認定こども園法が改正され、次のように改善が図られました。

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化を行い、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけます。
- 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に推進します。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）となります。
- 認定こども園の財政措置を「施設給付型」に一本化します。

本町では、青葉幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行したため、必要な施設整備や人材確保に関する支援と情報共有に努めます。

### (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

認定こども園は、幼稚園機能と保育園機能を備えた施設で、保育園は保育機能に特化した施設です。それぞれの施設の専門性を活かし、ともに学びながら、すべての子どもの健やかな成長と、子育て家庭を支えるため、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

### (3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼児期の学校教育・保育と小学校教育では、生活や学びに違いがあることから、その共通理解のもと、子どもがスムーズに就学できるよう、認定こども園・保育所と小学校の職員が交流などを通じた連携を推進します。

## 7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼し、代理受領することで子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。
- 特定子ども・子育て施設等の確認等については、北海道や施設所在市町村との連携や情報共有を図り、適切に取り組みます。

## 8. 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、北海道では、平成27年12月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。令和元年11月には、新たな「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、①親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援、②支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮、③地方公共団体による取組の充実、などが基本的な方針として示されています。

本町においては、すべての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることがないように、夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、教育・福祉・労働等の関係機関が連携し、相談支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等、子どもの成長段階に応じて切れ目のない必要な施策を総合的かつ効果的に推進します。

### 【具体的事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	乳幼児医療全額助成事業	出生から高校生までの入院、通院にかかる医療費を全額助成します。	保健福祉課
2	インフルエンザ予防接種助成事業	生後6か月から18歳までの子どもと妊婦を対象に、ワクチン接種費用の一部を助成します。	保健福祉課
3	保育園・認定こども園の半額助成	0歳から2歳までの保育園・認定こども園の利用者負担について、半額助成を行います。	保健福祉課
4	保育園・認定こども園に係る副食費助成	幼児教育・保育の無償化に伴う副食費全額を助成します。	保健福祉課
5	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦の経済的自立を支援するため、北海道で実施している福祉資金の貸付け申請を支援します。	保健福祉課
6	学校給食費の無償化	小中学校における給食費を無償化し、保護者の教育的費用の軽減を図ります。	教育委員会管理課
7	学童保育の無料化	なかよし児童館、美瑛東小学校における学童保育を無料とし、保護者の負担軽減を図ります。	保健福祉課 教育委員会管理課
8	就学援助(要保護・準要保護)	経済的理由により、学用品費等の負担が困難な世帯に対して、必要な援助を行います。	教育委員会管理課
9	スクールカウンセラーの配置	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、思春期における不安や悩み等の相談に対応します。	教育委員会管理課
10	スクールソーシャルワーカーの配置	いじめや不登校、児童虐待などの課題に対し、関係機関と連携しながら保護者や教員などへの支援・相談を行い、子どもが置かれている環境へ働きかけて改善を図ります。	教育委員会管理課
11	美瑛高校助成事業	美瑛高校に在籍する生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減します。	まちづくり推進課
12	高校生就学援助事業	美瑛高校以外の高校に入学する生徒の保護者に対し、入学時に就学援助金を支給します。	保健福祉課

13	ひとり親家庭等医療費助成事業	18歳から20歳未満の学生又は親に扶養されている方等への医療費の一部を助成します。	保健福祉課
14	就労支援相談会の実施	かみかわ生活安心センターと連携し生活や就労でお困りの方を対象に無料の相談会を実施します。	保健福祉課

## 9. 関連施策の展開

### (1) 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用への環境整備

育児休業満了時(原則一歳到達時)からの特定教育・保育施設の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

#### ①児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。
- 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。
- 社会的養護施策との連携を図ります。

#### ②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

#### ③障がい児施策の充実等

- 障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。
  - 障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます。
- (自閉スペクトラム症(ASD)、注意欠如・多動症(ADHD)、限局性学習症(SLD)等の発達障害を含む)

## 第5章 計画の推進体制

### 1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行い、関係機関との連絡調整など便宜の提供を行うこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等を行うことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

## 2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、こども・若者が権利の主体であることを社会全体が認識し、町民一人ひとりが地域全体で子どもとその保護者への支援の必要性等について深く理解して、自らの問題と捉え、主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

### (1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

さらに、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者の社会参加や意見反映できるための環境整備に取り組むとともに、令和8年度策定予定の「美瑛町こども計画(仮)」に、こども・若者の意見等を盛り込むことを目指します。

### (2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもを個人として尊重し、子どもの意見を聴きながら自己選択・自己決定・自己実現へと導くために、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において夫婦のどちらかだけが子育てに大きな負担を負うことがないように、夫婦が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民一人ひとりが地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画する意識が重要です。

### (3) 地域社会の役割

子どもは、地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会では、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に町内会の行事等の地域活動に参加できるような環境作りに努めることが重要です。

#### (4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

#### (5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

### 3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制のもとに子ども・子育て支援を推進することを目指します。

#### (1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組みを進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの相談支援や各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

## (2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

## (3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

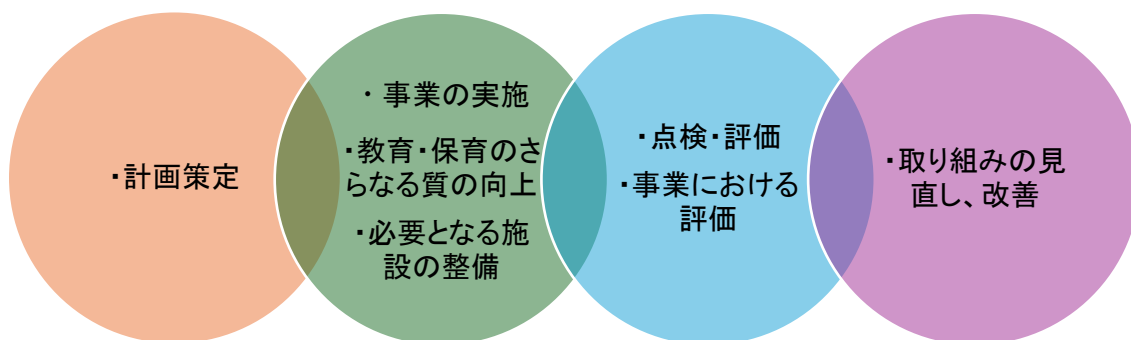
さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

## 4. 計画の推進及び点検評価

点検評価にあたっては、子ども・子育て会議をはじめ、保護者や関係機関等からの意見を踏まえ、取り組みの概要、事業指標の達成状況などについて、町民にわかりやすい内容になるように努めます。

また、計画策定、実行、評価、改善（PDCA）のサイクルを重視し、点検評価結果等を踏まえ、必要に応じて施策の内容や取り組み方法等を見直すこととします。





## 資料編

### 1. 量の見込みの算出について

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から新制度へ移行しました。新制度は、子どもを生き育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、町は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

また、令和元年10月からは、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども達、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子ども達の利用料が無料となる、いわゆる幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

ここでは、計画期間（令和2年度～6年度）における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量算出方法を整理します。

#### （1）教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

##### ①「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きにしたがい、就学前児童及び小学生の保護者に対するアンケートによる利用希望把握調査の結果から、就労状況や就労意向を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出した上で、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的な家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

##### ②家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的な家庭類型に分類します。潜在的な家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。

## ◇家庭類型◇

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所（園）又は認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所（園）、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月48時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所（園）又は認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所（園）、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月48時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人に加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親及び母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人に加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所（園）又は認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所（園）、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人に加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人に加える

## (2) 各事業における「量の見込み」の算出方法

教育・保育事業（地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、次のとおりとなります。

### ◇教育・保育事業（地域型保育事業）◇

教育・保育事業（地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、次のとおりとなります。

事業名	項目	算出対象
1号認定 (幼稚園・認定こども園)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	今後、「幼稚園」又は「認定こども園」を利用したいと回答した人
2号認定 (幼稚園の利用希望強い)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用している人
2号認定 (認定こども園・保育所(園))	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用しておらず、今後、「幼稚園」、「認定こども園」、「保育所(園)」等を利用したいと回答した人
3号認定【0歳】 (認定こども園・保育所(園))	対象年齢	0歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所(園)」等を利用したいと回答した人
3号認定【1・2歳】 (認定こども園・保育所(園))	対象年齢	1・2歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所(園)」等を利用したいと回答した人

### ◇地域子ども・子育て支援事業◇

地域子ども・子育て支援事業は、過去実績に基づき算出しています。

## 2. 美瑛町子ども・子育て会議委員名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	佐 藤 正 浩	学校法人美瑛青葉学園理事長
副会長	坂 本 留 美	社会福祉法人びえい子育て応援団 どんぐり保育園園長
委 員	藤 嶋 沙 千	子どもの保護者（一般公募）
委 員	長 澤 正 憲	子どもの保護者（一般公募）
委 員	片 岡 和 子	美瑛町民生委員児童委員協議会主任 児童委員
委 員	須 藤 和 宏	美瑛町教頭会会長
委 員	佐 藤 秀 子	幼保連携型認定こども園 びえい青葉幼稚園園長
委 員	目 良 久 美	美瑛町教育委員会参事

(順不同)

### 3. 美瑛町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 この会議は美瑛町の子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、美瑛町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成25年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 子ども・子育て支援施策に関する事項
- (3) 美瑛町次世代育成支援対策行動計画の評価に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他必要と認める事項

(組織)

第3条 会議の委員は、10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援事業関係者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 町子育て支援関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員)

第5条 会議に会長及び副会長をそれぞれ1人おく。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、保健福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年3月7日から施行する。